

また、平成25年1月23日付け初等中等教育局長・スポーツ・青少年局長通知「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」においても、体罰禁止の趣旨の周知徹底と、体罰を行った教員等への厳正な対応を求めるとともに、体罰の実態について主体的に把握し、文部科学省に対して報告するよう求めている。

さらに、教育再生実行会議の提言も踏まえ、平成25年3月13日には、懲戒と体罰の区別について現場の教員が理解しやすい丁寧な説明を行うことを目的として、体罰と判断される行為や認められる懲戒等の具体例を示したり、部活動指導にあたっての留意事項を示した初等中等教育局長・スポーツ・青少年局長通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」を発出し、以下のような懲戒・体罰に関する考え方を示した。

1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。

2 懲戒と体罰の区別について

教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の様態等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。これにより、その懲戒の内容が身体的性質のものに当たると判断された場合は、体罰に該当する。

3 正当防衛及び正当行為について

児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。

4 体罰の防止と組織的な指導体制について

教育委員会や校長は、体罰の防止に向け、研修の実施等により教員等が体罰に関する正しい認識を持つよう取り組む必要がある。また、教員は、自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談することが必要である。

また、体罰を把握した場合には、直ちに管理職や教育委員会に報告するとともに、体罰と疑われる事案があった場合には、関係した教員等からの聞き取りのみならず、児童生徒や保護者からの聞き取り等により、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。

5 部活動指導について

部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことだけに固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。